

# 岐阜県公報

第二千七百二十四号  
平成二十八年二月十九日

(金曜日)

## 目次

### 告示

知事指定薬物の指定の失効  
道路の区域変更  
大垣都市計画下水道事業の変更認可

(業務水道課) 一〇一  
(道路維持課) 一〇二  
(下水道課) 一〇二

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し  
基本測量の終了  
落札者等に関する公示  
土地改良区役員の退任及び就任

(環境生活政策課) 一〇三  
(商業・金融課) 一〇三  
(建設政策課) 一〇四  
(用地課) 一〇五  
(河川課) 一〇六  
(可茂農林事務所) 一〇六

## 告示

岐阜県告示第七十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 一 ブチル N (ニフェニルプロパン ニイル) 一 H インドール 三  
カルボキサミド及びその塩類 (通称 CUMYL-BICA)
  - 2 一 (五 フルオロベンチル) N (ニフェニルプロパン ニイル) 一 H  
ピロロ (ニ・三 b) ピリジン 三 カルボキサミド及びその塩類 (通称 CUM  
YL 五 F P 七 A I C A)
  - 3 二 (ハ プロモ ニ・三・六・七 テトラヒドロベンゾ) ニ・二 b 四・五  
, b) シフラン 四 イル(エタンアミン)及びその塩類 (通称 C B F L Y)
- 二 失効の理由  
当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。
- 三 指定の効力を失う日  
平成二十八年二月二十日

岐阜県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
一般	国道	四百十八号		山県市葛原字尾並海津二七〇六番一地从先から同市同字同二七一六番二〇地先まで		後	前	後	前	後	前	後	前
								二〇・六	二〇・六	三三・〇	三三・〇	二〇・六	二〇・六
								三三・五	三三・八	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇

岐阜県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
一般	国道	百五十六号		大野郡白川村大字牧字イノモト通一四〇番七地先から同郡同村大字同字同一四〇番一地从先まで		後	前	後	前	後	前	後	前
								一五・五	一〇・〇	三三・七	三三・七	一五・五	一〇・〇
								三三・〇	三三・〇	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七

岐阜県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
県道	本 関 線	同市大字同字同七二五番八地先まで		山県市大字小倉字四日市沖七七四番一地从先から同市大字同字同七二五番八地先まで		後	前	後	前	後	前	後	前
								六〇	六〇	二五〇	二五〇	六〇	六〇
								二五・九	二五・一	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇

岐阜県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
岐阜県 大垣市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道

三 事業施行期間  
昭和三十三年三月二十七日から  
平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おいと
- 三 代表者の氏名 長瀬 麻美子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷三六二番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、児童養護、社会福祉、人道支援、まちづくりの推進、観光の振興等を主たる活動目的とし、これらの活動を行う他の団体に対して財政的な援助を行うことと、またこれらの活動を自らが主催することにより、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年二月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十八年二月五日
  - 二 届出者の氏名又は名称 株式会社パローホールディングス
  - 三 建物の名称及び所在地 パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Aゾーン】  
瑞浪市益見町三丁目一 番地 外
  - 四 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名  
    - （変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美
    - （変更後）株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代 正美
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- （変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 恵那市大井町一八〇番地の
  - （変更後）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 多治見市大針町六六一番地の
- の 一 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年二月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Aゾーン】

瑞浪市益見町三丁目一一番地 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A 1 駐輪場 パロー北側一箇所 一二〇台

A 2 駐輪場 ホームセンターパロー北東側 六〇台

(変更後) A 1 駐輪場 パロー北側二箇所 一七〇台

A 2 駐輪場 ホームセンターパロー東側 一〇台

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十七年十二月二十一日	ひつじや商店	長谷川龍雄	海津市平田町一 仏師川四七二	般二十三 二〇〇〇一	管及び水道施設工事業
平成二十七年十二月二十四日	小寺電気	小寺昌昭	大垣市大井二 五二一サ ノロイヤル大 井一〇一	般二十五 二〇一〇〇	電気工事業
平成二十七年十二月二十八日	須賀重機	牛山桂樹	岐阜市須賀二 丁目三番一七 号	般二十六 一〇二七七	土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業
平成二十七年十二月二十八日	ミスノ電気工事	水野浩一	土岐市妻木平 成町三丁目二 〇番地	般二十四 六〇〇五三	電気及び管工事業
平成二十八年一月四日	森山工業	森山好人	養老郡養老町 高田八四一番 地六	般二十三 二〇〇八九	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業
平成二十八年一月五日	株式会社 宮本建設	代表取締役 宮本 強	美濃加茂市下 米田町則光四 四〇	般二十六 五〇〇五七	建築工事業
平成二十八年一月七日	近藤建築	近藤秀雄	羽島市竹鼻町 丸の内四丁目 三七番地	般二十五 一〇二二八	建築及び大工工事業
平成二十八年一月八日	ナカタ工業	中田盛夫	郡上市明宝大 谷三五六	般二十三 四五〇〇〇	防水工事業
平成二十八年一月十二日	西濃鉄筋	大平学	養老郡養老町 蛇持三一五番 地	般二十三 一五九八七	鉄筋工事業

平成二十八年一月十三日	有限会社 飛騨クレイン工業	代表取締役 島弘	下呂市萩原町 野上八二三番地の一	般二十三 一二七二八	造園工事業
平成二十八年一月十四日	森下建築	森下昌也	高山市国府町 宇津江一八五番地	般二十三 九五二〇五	建築及び大工事業
平成二十八年一月十八日	有限会社 可児建築	代表取締役 可児 満弘	郡上市美並町 三戸一六七一番地二	般二十六 一四九三三	建築工事業
平成二十八年一月二十六日	引田建工株式会社	代表取締役 引田 正臣	関市倉知三〇七六番地一	般二十二 五四八六	電気工事業
平成二十八年一月二十六日	有限会社 イースト	代表取締役 東谷 祐治	関市稲口四九九番地二	般二十五 三五〇〇六	造園工事業
平成二十八年一月二十八日	株式会社 三輝	代表取締役 前橋 政生	岐阜市東鶉三丁目五三番地二	般二十三 七八五九	建築工事業
平成二十八年一月二十八日	信栄工業	田中信教	岐阜市藪田西一丁目一五番一二号	般二十四 一〇二一六	とび・土工事業

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十七年六月五日から

同 二十八年一月二十九日まで

四 作業地域

岐阜市、多治見市、中津川市、美濃市、恵那市、土岐市、揖斐郡揖斐川町及び加茂郡八百津町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

三 作業期間

平成二十七年六月五日から

同 二十八年一月二十九日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類  
基本測量（国土調査に對し其測量に際し）
- 三 作業期間  
平成二十七年六月五日から  
同 二十八年一月二十九日まで
- 四 作業地域  
恵那市及びびと市

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 入札に付した工事

- (1) 仕様書番号及び工事名  
工第27 U1号 公共内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事
  - (2) 工事場所 郡上市大和町内ヶ谷地内
  - (3) 工事概要 重力式コンクリートダム  
堤 高 84.2メートル  
堤頂長 270.0メートル  
堤体積 約330,000立方メートル
  - (4) 工 期 契約締結日から平成35年6月30日まで
  - (5) 予定価格 18,884,551,680円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札  
3 入札公告を行った日 平成27年10月13日  
4 落札者を決定した日 平成28年1月12日  
5 落札者の氏名及び住所 前田・大日本・市川・T S U C H I Y A 特定建設工事共同企業体

- 岐阜市住ノ江町一丁目15番地  
前田建設工業株式会社岐阜営業所  
所長 南条 滋  
岐阜市守佐南一丁目3番11号  
大日本土木株式会社  
代表取締役社長 上坂 光男  
岐阜市鹿島町六丁目27番地  
株式会社市川工務店  
代表取締役 小川 健  
大垣市神田町二丁目55番地  
T S U C H I Y A 株式会社  
代表取締役社長 土屋 留彦
- 6 落札金額 17,019,720,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部河川課  
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区役員就任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。  
平成二十八年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員	年月日	役名	氏名	住 所
土地区長	平成 年 月 日			
改良区副区長				
八百津町	平成 年 月 日	理事	赤塚 新吾	加茂郡八百津町八百兼三三三三番地一
木曾川右岸用水改良区	平成 年 月 日			